

大阪府国際化戦略実行委員会 おおさかグローバル奨学金交付要綱

(趣旨)

第1条 大阪府国際化戦略実行委員会（以下「実行委員会」という。）は、「大阪の国際化戦略アクションプログラム」に基づき、世界で活躍するグローバル人材を育成することを目的として、海外進学費用の一部を助成する「おおさかグローバル奨学金（以下「奨学金」という。）」制度を設置・運営する。この要綱は、奨学金の交付に関し、必要な事項を定めるものとする。

(応募資格)

第2条 奨学金の応募資格者は、次の各号の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 府内に所在する高等学校（中等教育学校を含む。）、特別支援学校高等部、高等専門学校又は専修学校高等課程（以下「高校等」という。）を卒業した者又は卒業見込みの者。府内在住で他府県の高校等を卒業した者又は卒業見込みの者を含む。
- (2) 学位の取得を目的として海外の大学に進学する者。大学編入を目的としてコミュニティカレッジ、ファウンデーションコースに進学する者を含む。（大学院・語学学校への進学やダブル・ディグリーは対象外とする。）
- (3) TOEFL iBT 45、TOEFL ITP (PBT) 450、TOEFL Junior Standard 725、TOEFL Junior Comprehensive 315、IELTS 4.0、英検2級、国連英検B級、TOEIC 520又はGTEC for Student 550以上を有し、かつ、進学先大学が求める言語能力条件を満たす見込みがあること。
- (4) 奨学金を申請する年度の4月1日現在の年齢が満23歳未満であること。
- (5) 奨学金の交付決定日から翌年度の12月の実行委員会が指定する日までに海外進学のため日本国を出国し、かつ、この期間内に、奨学金対象経費の支払いや交付請求手続を完了する者。
- (6) 過去に本要綱による奨学金の支給を受けていない者。
- (7) 同年度の交付を対象とする「大阪府高校生留学支援金（短期派遣）」に申請していない者。

(交付内容)

第3条 奨学金の額は、1人当たり50万円以内とする。

- 2 奨学金は、海外進学に伴う往復航空運賃（原則としてエコノミークラスとする）、燃油サーチャージ、航空保険料、国内空港施設利用料、海外諸税、海外傷害（旅行）保険料、査証及び旅券の取得手続に要する諸費用、健康診断料・予防接種料、進学先大学の授業料（入学金・年間登録料・寮費その他経費を除く。）、その他実行委員会会長（以下「会長」という。）が必要と認める費用（以下「渡航費等」という。）とする。

(募集期間及び募集人数)

第4条 募集期間及び人数は、毎年度、予算の範囲内において別に定める。

(交付申請)

第5条 奨学金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、おおさかグローバル奨学金交付申請書（様式第1号）に次条各号に規定する書類を添付して、会長に提出するものとする。

(交付申請書に添付すべき書類)

第6条 交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 進学計画書(様式第2号)
- (2) 誓約書(様式第3号)
- (3) 高校の成績証明書(厳封したもの)
- (4) 英語の能力を証明する書類の写し
- (5) 進学先大学の使用言語が英語以外の場合は、その言語能力を証明する書類の写し
- (6) 進学先大学が求める言語能力が記載されたウェブページの写し(日本語訳を含む)
- (7) 選考結果返信用封筒

(交付の決定)

第7条 会長は、申請者について選考委員会を開催し、交付の可否の決定を行うものとする。

なお、選考委員会の設置等に関する事項については、別途、要領を定める。

- 2 大阪府が実施する「大阪府高校生留学支援金」の交付決定者には、本奨学金は交付しないものとする。
- 3 前第1項の交付の可否の決定をしたときには、会長が書面により申請者に通知するものとする。

(交付請求及び交付方法)

第8条 交付決定を受けた者(以下「奨学金決定者」という。)は、その日から翌年度の12月の実行委員会が指定する日までに奨学金を請求するものとし、請求にあたっては、奨学金交付請求書(様式第4号)を会長に提出しなければならない。

- 2 交付請求書の提出にあたっては、海外進学に伴う渡航費等の支出を証する書類及び進学先の入学許可を証する書面を添付しなければならない。
- 3 会長は、奨学金を、奨学金決定者が成人である場合は本人名義の金融機関口座に振り込むものとし、奨学金決定者が未成年者である場合は奨学金決定者の保護者名義の金融機関口座に振り込むものとする。いずれの場合もその口座は日本国内のものとする。

(奨学金にかかる届出)

第9条 奨学金決定者は、次のいずれかに該当するときは、速やかに会長に届け出なければならない。

- (1) 奨学金の交付を辞退するとき
- (2) 進学を取りやめたとき

(奨学金の交付決定の取消し)

第10条 会長は、奨学金決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 第5条及び第6条で定める記載事項に虚偽があったとき
- (2) 奨学金を交付するに相応しくない非行、犯罪行為があったとき
- (3) 前条各号のいずれかに該当するとき

(奨学金の返還)

第11条 会長は、前条の規定により奨学金の交付決定を取り消した場合において、既に奨学金が交付されているときは、奨学金の返還を命ずるものとする。

- 2 会長は書面により、返還の命令を奨学金決定者に通知するものとする。

3 奨学金決定者若しくは第8条第3項の規定に基づき奨学金を保護者に支払った場合における当該保護者は、奨学金の返還が命じられた場合、会長が定める期限までに奨学金を返還しなければならない。なお、期限までに返還されなかった場合は、期限の日から返還日までの日数に応じ、年率10.95%の延滞利息を支払うものとする。

(報告書の提出等)

第12条 奨学金決定者は、進学先での活動状況について、進学後1年毎におおさかグローバル奨学金海外進学状況報告書(様式第5号)を作成し、会長に提出しなければならない。また、進学先卒業後1か月以内におおさかグローバル奨学金海外進学結果報告書(様式第6号)を作成し、会長に提出しなければならない。

2 奨学金決定者は、連絡先を変更した場合は、速やかに会長に報告するものとする。

(奨学金決定者の責務)

第13条 奨学金決定者は、本奨学金交付の趣旨を踏まえ、進学の結果が最大限収められるよう努めなければならない。

2 奨学金決定者は、大阪の国際化戦略アクションプログラム事業の参加者として実行委員会に登録されるものとし、進学先を卒業後、他の大阪の国際化戦略アクションプログラム事業の参加者とともに同事業への協力をしなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年11月1日から施行する。

この要綱は、平成25年8月26日から施行する。

この要綱は、平成26年8月4日から施行する。

この要綱は、平成27年7月22日から施行する。

この要綱は、平成28年7月21日から施行する。

この要綱は、平成29年7月21日から施行する。

(様式第1号)

平成 年度 おおさかグローバル奨学金交付申請書

写真をはる位置

写真をはる必要がある場合

1. 縦 36～40 mm
横 24～30 mm
2. 本人単身胸から上
3. 表面のリフケ

大阪府国際化戦略実行委員会 会長 様

下記のとおり、平成 年度 おおさかグローバル奨学金の交付を申請します。

平成 年 月 日

申請者 住 所
氏 名

㊟

※住所・氏名は自筆

本奨学金の申請に同意します。(注1) 保護者 住 所
氏 名

㊟

※住所・氏名は自筆

記

申請金額 500,000円

ふりがな		生年月日 (年齢) (注2)	平成 年 月 日生 (満 歳)
申請者 氏 名		性 別	男 ・ 女
現住所	〒	自宅電話番号 : 携帯 : Email :	
卒業 (見込) 学校名	※学校名、学科・コース等を記入のこと (学科・コース)		
緊急 連絡先 (注3)	氏名:	続柄:	自宅電話番号 : 携帯 : Email :
	〒		

(注1) 申請者が未成年者の場合のみ記入してください。

(注2) 本年度4月1日現在の満年齢を記入してください。

(注3) 申請者が未成年者の場合は、保護者の連絡先を記入してください。

(注4) 申請金額の内訳は、進学計画書に記載してください。

(注5) 交付額は精算後の実費金額となります。

※ 裏面も記入してください。

(様式第1号) (裏面)

進学先	国名	
	使用言語	
	大学名 及び専攻	※決定していない場合は志望校を記入。 学校名： 専攻：
	留学期間	※西暦で記入。 年 月 ～ 年 月
	居住予定 住所	※現地用語で記入すること。決定していない場合は空欄可 (居住形態 (○)を記入) : ホームステイ・学生寮・その他・未定)
	外国語能力	※検定試験 (TOEFL 等の英語検定、SAT、中国語検定等) の取得資格やスコア
	進学先大学 が求める 言語能力	※各大学が求める入学条件の言語能力 (英語及び英語以外共通)

◆ (添付書類)

- (1) 進学計画書 (様式第2号)
- (2) 誓約書 (様式第3号)
- (3) 高校の成績証明書 (厳封したもの)
- (4) 英語の能力を証明する書類の写し
- (5) 進学先大学の使用言語が英語以外の場合は、その言語能力を証明する書類の写し
- (6) 進学先大学が求める言語能力が記載されたウェブページの写し (日本語訳を含む)
- (7) 選考結果返信用封筒

(様式第2号)

進 学 計 画 書

卒業学校名		氏 名	
進学先大学名			

(進学先大学名については、次の例に従って記入ください)

- ・直接進学の場合 ……………〇〇大学(国名)
- ・大学編入コースの場合 ……………△△コミュニティカレッジ(国名) ⇒〇〇大学(編入予定大学名)
- ・大学進学準備コースの場合 …□□大学ファウンデーションコース(国名)

海外進学の目的、進学先の志望動機、留学後の計画(学んだことをどのように活かすか、大阪府の国際化にどのように寄与するか)、奨学金の支出計画、奨学金を必要とする理由について、各欄に日本語で記入してください。

1 海外進学の目的

2 進学先の志望動機

3 留学後の計画

(様式第2号)(裏面)

4 奨学金の支出計画

・渡航費等(内訳及び概算金額)

往復航空運賃(エコノミークラスに限る)	円
燃油サーチャージ	円
航空保険料	円
国内空港施設利用料	円
海外諸税	円
海外傷害(旅行)保険料	円
査証及び旅券の取得手続に要する諸費用	円
健康診断料、予防接種料	円
進学先授業料(入学金・年間登録料・寮費その他経費を除く)※	円
その他()	円
合計	円

※初年度の対象経費を記入すること。

5 奨学金を必要とする理由(具体的に記入してください。)

6 特記事項

(参加事業でこれまでに該当するものがあれば☑を記入し、参加した年度を()に記載してください。)

ア 実行委員会が実施する「大阪の国際化戦略アクションプログラム事業」のうち、次の事業

(ア) おおさかグローバル塾 () 年度

(イ) 留学準備集中講座 () 年度

イ 大阪府教育庁が実施する次の事業

(ア) 骨太の英語力養成事業 () 年度

(イ) 使える英語プロジェクト事業 (Advanced Class) () 年度

(進学先に関する計画)

交付申請書(様式第1号)の進学先以外に受験予定の大学等があれば記載してください。

<記入例>・直接進学の場合 ……○○大学(国名)

・大学編入コースの場合 ……△△コミュニティカレッジ(国名)⇒○○大学(編入予定大学名)

・大学進学準備コースの場合 ……□□大学ファウンデーションコース(国名)

(様式第3号)

平成 年 月 日

大阪府国際化戦略実行委員会 会長 様

(申請者) 住 所

氏 名

㊞

(保護者) 住 所

氏 名

㊞

誓 約 書

おおさかグローバル奨学生に決定された場合には、「大阪府国際化戦略実行委員会 おおさかグローバル奨学金交付要綱」の規定を固く守り、学業に精励することを誓います。

なお、同要綱第9条及び第10条に該当する事由が生じたときは、既に交付を受けた奨学金を同要綱第11条に基づき返還します。

(注) 申請者が未成年者の場合は、保護者の記名押印が必要です。

(様式第4号)

奨学金交付請求書

平成 年 月 日

大阪府国際化戦略実行委員会 会長 様

請求者 卒業高校名

氏 名 ④

住 所

大阪府国際化戦略実行委員会 おおさかグローバル奨学金交付要綱第8条の規定により
おおさかグローバル奨学金を下記のとおり請求します。

記

金 円

なお、奨学金は下記の口座に振り込み願います。

金融機関名		銀行郵便局		支店出張所
種別	普通	・	当座	口座番号
口座名義人	フリガナ氏名			

※ 請求者が未成年の場合は、保護者の口座を記入してください。

(添付書類)

- (1) 誤払いを防ぐため、記入された口座番号等が確認できる通帳の写しを添付してください。
- (2) 海外進学に伴う往復航空運賃(エコノミークラスに限る)、燃油サーチャージ、航空保険料、国内空港施設利用料、海外諸税、海外傷害(旅行)保険料、査証及び旅券の取得手続に要する諸費用、健康診断料・予防接種料、進学先大学の授業料(入学金・年間登録料・寮費その他経費を除く)の領収書の写し
- (3) 進学先の入学許可を証する書面の写し
- (4) 海外傷害(旅行)保険料を請求する場合は、補償内容が書かれた書面
- (5) その他、「奨学金交付請求の関係書類チェックリスト」をご覧ください。

(様式第6号)

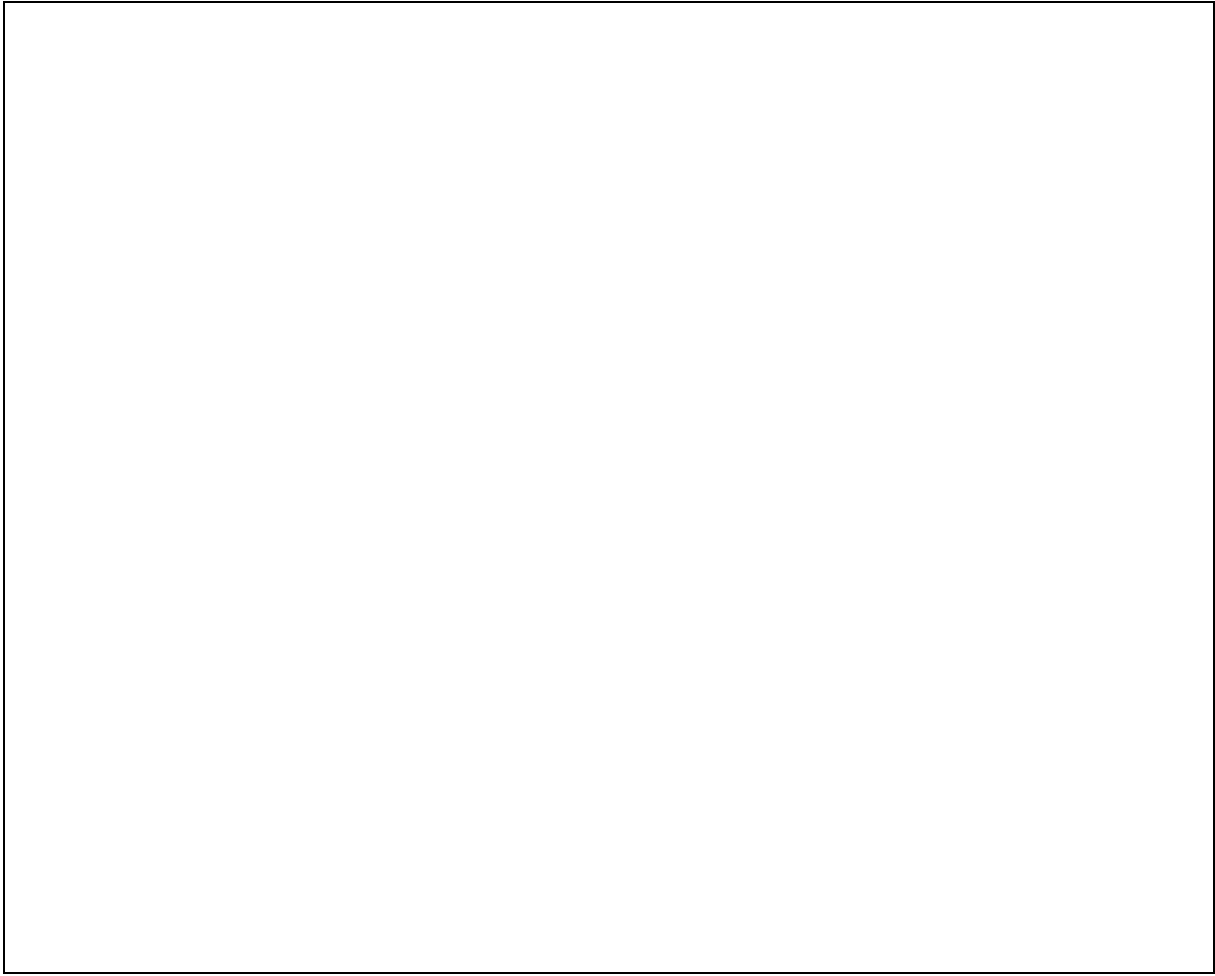
おおさかグローバル奨学金海外進学結果報告書

西暦 年 月 日

卒業高校名			
氏名			
留学期間	※西暦で記入。 年 月 日 ~ 年 月 日		
留学先	国名		学校名
専攻			

留学中の生活、留学の成果、留学で得たことをどのように活かすか、これから留学する人へのアドバイス等について 2000 字程度で記入してください。

--



※上記の内容については、公表される場合があることを了承します。